

千葉県福祉サービス第三者評価票 (保育所)

1 評価機関

名 称	特定非営利活動法人 ニッポン・アクティブライフ・クラブ ナルク千葉福祉調査センター
所 在 地	〒273-0137 千葉県鎌ヶ谷市道野辺本町1-12-18
評価実施期間	平成25年8月12日～平成25年11月18日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	野田市立 古布内保育所 ノダシリツ コブウチホイクショ		
所 在 地	〒270-0221 千葉県野田市古布内1526-1		
交通手段	東武野田線 川間駅より車で25分		
電 話	04-7196-1880	F A X	04-7196-8221
ホームページ	http://www.nihonhoiku.co.jp/facilities/hoikuen/osaki/index.html		
経 営 法 人	株式会社 日本保育サービス		
開設年月日	昭和51年4月1日(指定管理移行)平成20年4月1日		
指定年月日	昭和	年	月 日
併設しているサービス	なし		

(2) サービス内容

対象地域	千葉県野田市								
定員 と 実数	年齢別	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	実数の人員は 10/1現在
	定員	6	12	12	20	20	20	90	
	実数	11	17	21	21	28	22	120	
敷地面積	229.70㎡			保育面積			589.19㎡		
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援		
健康管理	健康管理マニュアルにより管理								
食事	朝おやつ(乳児)、昼食、おやつ、補食・夕食(延長保育)								
利用時間	月曜日～土曜日 午前7時00分～午後8時00分								
休 日	日曜日、祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日)								
地域との交流	園庭開放、世代間交流事業								
保護者会活動	運営協議会参加、行事の手伝い、アンケート調査 など								

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	15	16	31	●2-4時間の短時間 パート含む ●その他は安全指導 員1名・事務員1 名・保育補助1名
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	
	20	1	1	
	保健師	調理師	その他専門職員	
		6	3	

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	指定管理の為、野田市役所に申し込みをします。 <問い合わせ先>野田市児童家庭部 保育課保育係 電話：04-7125-1111 内線：2175、2149 月～金(祝日・年末年始は除く) 8：30～17：15	
申請窓口開設時間	月～金曜日(祝日・年末年始は除く) 8時30分～17時15分	
申請時注意事項	保護者が仕事や病気などの事情で、昼間子どもの保育ができない場合 で、かつ同居の親族やその他の者が保育できないと認められる場合、 保育所で乳幼児を保育します。ただし年末・年始は休所となります。	
サービス決定までの時間	原則的に毎月1日付の入所となり、受付は入所希望日の前月10日まで	
入所相談	野田市役所・当保育所で随時お受けしております。	
利用料金	保育料は、所得税や市民税などの額と児童年齢で異なります。午後6 時以降の保育は、別途料金がかかります。具体的には、野田市役所へ お問い合わせ下さい。また、保育料以外に保育所で集金させていただ くものがあります。	
食事料金	保育料に含まれますが、3歳以上児のみ主食費としてが必要となります。	
苦情対応	窓口設置	①古布内保育所；苦情受付担当者；主任保育士 苦情解決責任者；保育所長 ②指定管理者；㈱日本保育サービス運営本部 ③野田市；児童家庭部保育課
	第三者委員の設置	野田市；福祉施設サービス苦情相談員 4名 指定管理者；第三者委員 2名

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>○運営理念</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、安全&安心を第一に室内設備はもちろん、健康管理や衛生管理などハード・ソフト両面にわたり万全の安全対策を講じます。 2、お子様にとっていつまでも思い出に残る保育を保育所は幼稚園などと異なり、お子様が一日の大半を過ごす場所です。お子様が一日楽しく過ごせるよう様々な保育プログラムを用意し、卒園後も心に残る思い出がたくさん作れるような保育をめざします。 3、利用者（お子様・保護者ともに）のニーズに合った質の高いサービスを提供、育児と仕事の両立を図る保護者の為の延長保育に加え、子育て中の保護者をサポートする多様なサービスを提供します。 4、職員が楽しく働けること 当社では、職員が楽しく働くことをモットーにしています。職員自身が楽しく仕事をしてこそ、心から自然と、お子様と保護者に接することができ、「保育の質の向上」につながると考えています。今後も職員が健康で楽しめる環境づくりを積極的に取り組んでいきます。
<p>特 徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 田畑が多く、自然に恵まれた環境である事から、子ども達が食に興味関心を持つよう、保育所内で農作物を育て、収穫し、クッキング保育を行っています。また、生き物と自然に触れ合うことで思いやりの心、命の大切さを学んでいます。 ○ 就学前自動がスムーズに小学校へ移行できるよう、近隣の幼稚園小学校との交流活動や体験活動を積極的に行っています。 ○ 少子化・核家族により、異年齢保育や地域の方々との交流を通じて、豊かな人間関係を構築できるようにしています。 ○ 来年度、新園舎完成となり、民営化されます。
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○園目標 <ul style="list-style-type: none"> ・Y やる気（意欲的に活動できる子） ・S 素直な心（感謝の気持ちを持てる子） ・O 思いやり（仲よく助け合う子） ○延長保育の拡大 20時までの時間延長 ☆保育時間 ☆平常保育：8時30分～17時 延長保育：18時～20時 ○園行事 <ul style="list-style-type: none"> ・苗植え（季節ごと）・紙芝居（年4回ボランティア団体による） ・保育参観・七夕祭り・夏祭り・お泊り保育・一日保育士体験 ・運動会・稲刈り・お芋堀り・交通安全指導・消防自動車見学 ・遠足・ハロウィン・生活発表会・クリスマス・人形劇 ・伝承遊び・お店屋さんごっこ・豆まき・雛祭り・卒園式 ○月行事 <ul style="list-style-type: none"> ・誕生会・避難訓練・発育測定・園庭開放 ○手作り給食・おやつ提供 <ul style="list-style-type: none"> ・クッキング保育・親子クッキング・おやつ試食会 ○補食・夕食のサービスの提供 18時～19時（補食提供） 19時～20時（夕食提供） ○オリジナルプログラムの提供 英語（外国人講師）、リトミック（専任講師）、体操（専任講師）、幼児教室

福祉サービス第三者評価総合コメント(H25古布内保育所)

特に力を入れて取り組んでいること

1, 異年齢交流が活潑に行なわれ、思いやりが育まれています。

- ・ 3歳以上児でのグループランチ、野菜の栽培、運動会では4グループに分かれての合同遊戯、その繋がりを活かした劇遊びへの発展など、グループ活動による異年齢での子ども同士の関わりが深められています。
- ・ 夕涼み会、お店屋さんごっこなど全年齢での交流や活動、5歳児による年下のクラスへのお手伝いなど新しい試みが行われています。

2, 地域交流の充実が図られています。

- ・ 近隣農家への散歩、幼稚園との合同運動遊び、地域の高齢者との仲良しデー、小学校の持久走への年長児参加など、地域と積極的に関わり人々との交流を体験する場になっています。
- ・ 「古布内保育所のご案内」を作成し、地域の人々に分かりやすく保育所の情報を提供したり、園舎の建て替えに伴う近隣住民への説明会、園だよりの地域回覧などを通して、地域との相互理解が深まっています。

3, 人材育成に積極的に取り組んでいます。

- ・ 今年度より、園内研修を感染症の具体的な内容での検討や異年齢保育・配慮の必要な子どもへの対応などのテーマで実施し、保育に活かされています。
- ・ 階層別研修への派遣や自己選択研修は多岐にわたる研修内容があり、自らの学びや意欲ある人材の育成を支えています。
- ・ 新卒職員が職場へスムーズに慣れるためのチューター制度があり、先輩が6カ月間、親身になって相談・援助し、サポートされています。

4, 福利厚生事業や各種手当などで、職員の働きがいを高める配慮がされています。

- ・ 福利厚生事業は運営本部で一括して実施されており、豊富なメニューが提供されています。
- ・ 賞与を始め、親子参加行事の準備に対する行事手当、日曜祝日に保育のために出勤した場合の日曜祝日出勤手当、指導計画等の作成に関わる職員に支給される担任手当、職員ミーティングの残業代など、職員の努力に報いる手当の充実が図られています。

5, 耐震診断結果への迅速な対応がされています。

- ・ 耐震診断の結果(建て替えが必要)子どもの安全確保を優先して、保育所設置者野田市と指定管理者が協調して、隣接地を活用した民設民営への移行による建て替えを迅速に決断したことは高く評価できます。

さらに取り組みが望まれるところ

1, 更なる保育内容の充実に向けた保育の計画とPDCAサイクルの活用を期待します。

- ・ 保育課程、年間・月・週・個別の指導計画での関連性、園目標の内容の具体化、環境構成など充実に向けた取り組みを期待します。
- ・ 保育実践後は、評価反省を行った事項が次の計画に反映され、保育の質が螺旋状に向上するようPDCAサイクルの活用を期待します。

2, 「入所のしおり」に分かりやすい記述が望まれます。

- ・ 保育理念を踏まえ、園目標、及びその内容の説明、設定理由などを含めて分かりやすく「入所のしおり」に記載し、説明されることが望まれます。
- ・ 相談と苦情が同じように扱われていますが、例えば、区分するなどし、相談、及び苦情解決の仕組みについてわかりやすく記載の上、説明されることが望まれます。

3, 医務室の設置が望まれます。

- ・ 子どもの体調不良などの時は、事務室の簡易ベッドで休む対応がされていますが、子どもの心情を考慮し、安静を保てる医務室の設置が望まれます。

(評価を受けて、受審事業者の取組み)

来年度は、新園舎となり設備面での改善がなされることと思います。
保育目標を実現する為に、園全体としての計画の見直し、
また、子どもひとり一人の「育ち」への支援を視野に入れ、評価・改善を図り、質の向上に努めて参りたいと思います。

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目			
				■実施数	□未実施数		
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	1 理念や基本方針が明文化されている。	3			
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3			
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3			
		2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	4		
				5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3		
		3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5		
				7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	3		
		4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4		
				9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5		
			職員の就業への配慮	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5		
職員の質の向上への体制整備							
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4			
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4			
			13 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4			
			14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4			
		2 保育の質の確保	保育の質の向上への取り組み	15 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。	3		
				16 提供する保育の標準化	4		
		3 保育の開始・継続	保育の適切な開始	17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	2		
				18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4		
		4 子どもの発達支援	保育の計画及び評価	19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	3		
				20 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	3	2	
				21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	5		
				22 身近な自然や地域社会と関わられるような取組みがなされている。	4		
				23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	5		
				24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。	6		
				25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	3		
				26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3		
				子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	3	
					28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	
		5 安全管理	環境と衛生	29 食育の推進に努めている。	5		
				30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3		
				31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4		
		6 地域	地域子育て支援	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5		
				33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5		
		計				127	2

項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。

	評価項目	標準項目
1	理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。 ■ 理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本保育所は野田市立保育所で、(株)日本保育サービス事業本部(以下“運営本部”と記す)が指定管理者として日常の運営管理を行っています。 ・ 理念や方針は、施設設置者である野田市の「保育目標」と運営本部の「事業目的」「運営理念」があるが、これらは「入所のしおり」や運営本部の保育園業務マニュアル等に明記されています。 ・ 上記に加え、古布内独自に「園目標」「平成25年度目標」が設定されています。 ・ これらの保育目標、事業目的、運営理念や園目標などから、目指す方向や考え方等を読み取ることができ、その内容には法の趣旨等が盛り込まれています。 		
2	理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 野田市の保育目標、運営理念、園目標は、保育所事務室や各保育室等に掲示され、日常保育の中で常に確認できるよう配慮されています。 ・ 園目標等は、会議や研修で取り上げられ、話し合い共有化がはかられています。 		
3	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。 ■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入所説明会(年度当初は一括、途中入所は随時)、継続保護者は年当初に「入所のしおり」を配布し、野田市の保育目標と運営本部の事業目的と運営理念が説明されています。 ・ クラス懇談会では、目標や理念の具体的実践について話し合われています。 ・ 日常の具体的実践内容は「古布内たより」などの各種たよりやお知らせ、連絡帳などで保護者に伝えられています。 		
4	事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■ 理念・基本方針より重要課題が明確にされている。 ■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■ 現状の反省から重要課題が明確にされている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画は、指定管理者として毎年度野田市へ提出され承認されています。 ・ この事業計画には、当該年度の重要課題が前年度までの運営実態を分析して明記されています。 		

5	施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。 ■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。 ■ 方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員との話し合う仕組みとしては、職員会議・パート職昼礼、昼礼、クラス内話し合いなどがあり、課題が話し合われ、周知がはかられています。 ・ 施設の事業計画等、重要な課題や方針は、年2回の運営協議会(野田市、運営本部、保護者代表、保育所長)で論議されています。 		
6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。 ■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所の実態に合わせた独自の業務マニュアル(竜巻時の対応手順)作成を指導し、出来上がったマニュアルは職員全員に配布され徹底されています。 ・ 職員全員が階層別研修や自主選択研修を受講できるよう配慮がされており、受講された研修は研修レポートが作成され、他の職員全員への回覧による水平展開により、職員のレベルアップがはかられています。 ・ 定期的面談(年3回)や職員個々との個別面談(随時)等により悩み相談や指導助言が行われています。 		
7	施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。 ■ 従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営本部の「就業規則」「個人情報管理規定」「保育園業務マニュアル」に職員が守るべき倫理について記載されており、職員全員に周知されています。 ・ 階層別研修の中で職員の守るべき倫理について研修が行われています。 ・ (株)日本保育サービスとしてコンプライアンス委員会が設置されており、プライバシーポリシーが明文化されています。 		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人材育成方針が明文化されている。 ■ 職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。 ■ 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■ 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人材育成方針等は保育園業務マニュアルに定められています。 ・ 職員の職務分担表が作成され、果たすべき役割が明確になっています。 ・ 職員の考課査定や基準が保育園業務マニュアルに記載され、職員に周知され、評価は、保育所長のみでなく、エリアマネージャーや運営本部などによる多段階評価がされる仕組みとなっています。 ・ 評価結果は、評価後に個別面談によりフィードバックされています。 		

9	<p>事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている ■ 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■ 職員が相談をしやすいような組織内の工夫をしている。 ■ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■ 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 勤怠データは、保育所長確認後運営本部に送り、運営本部で一括管理されています。 ・ 把握された課題は、その都度所内対策を講じ、保育所を超える課題は運営本部の園長会議で論議され対策が実施されています。 ・ 定期的や随時の個別面談により、悩み相談を受けたり、解決策を一緒に考える配慮がされています。 ・ 福利厚生事業は、運営本部として他園と一括してリゾート施設契約など総合的に実施されています。 		
10	<p>職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中長期の人材育成計画がある。 ■ 職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■ 個別育成計画・目標を明確にしている。 ■ OJTの仕組みを明確にしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人材育成計画は運営本部が担当し、階層別研修の履修管理もされています。 ・ 自己選択研修の受講計画を各職員が自ら作成し、保育所長の調整指導を受け受講し、半期毎に実績指導を受け振り返るシステムとなっています。 ・ OJTとしては、毎月園内研修が実施されており、研修には事例検討を取り入れ、職員が発言しやすい雰囲気作りがされ、子どもや保護者への対応に活かされています。 ・ 新卒職員には、チューター制度として、先輩職員が相談員として付き、5月から10月までの間、悩み相談や分からないことの指導を行う制度が導入されています。 		
11	<p>施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。 ■ 日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■ 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■ 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの権利擁護などは、階層別や園内で研修されています。 ・ 保育園業務マニュアルに「園児への言葉がけ・対応について」が記されており、日常保育に活かされています。 ・ 虐待が疑われる場合は、所長等に速やかに報告され、野田市役所児童家庭課、保健センター、運営本部などと連携をはかり対応しています。 		
12	<p>個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■ 個人情報の利用目的を明示している。 ■ 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■ 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園業務マニュアルに「個人情報について」で記載され運用されている。法人として「個人情報保護方針(プライバシーポリシー)」が公表されており、保育所に掲示され、利用目的も明示されています。 ・ 職員会議や昼礼で話し合いがされ、実習生やボランティアは受入時に誓約書により確認されています。 		

13	利用者満足の上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 ■ 把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■ 利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■ 利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者参加行事ではアンケート調査を行い、保護者意見要望を把握し、改善要望に対しては対応策を検討し、改善につなげ保護者にフィードバックされています。 ・ 個人面談やクラス懇談会后に悩み、相談、要望などを聞き話し合っており、面談シートに記録されています。 		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■ 相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■ 相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■ 保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情受付担当者や苦情解決責任者は「入所のしおり」に記載され、入所説明会で説明されています。また、所内にも苦情連絡先が掲示され、玄関には意見箱が設置されています。 ・ 保育園業務マニュアルに「クレーム対応」として、受付、対応、報告の手順が記載されています。 ・ 苦情を受け付けた場合は、クレーム受理表に記載し、保育所長に報告され、対応策が検討され、対応内容は苦情申出人に説明されています。 ・ 苦情が相談と一緒に説明されているため、苦情処理窓口の保護者理解が得られていない一因とも思われるので、例えば、苦情と相談を区分けし、「入所のしおり」で苦情制度の仕組みを分かりやすく説明されることが望まれます。 		
15	保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■ 保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■ 自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年受審されている第三者評価結果は、運営協議会や保護者会で報告され、公表もされています。 ・ 保育内容は、保育課程、年間・月間・週の指導計画で評価反省し、振り返りを年2回行い、見直しが行われています。 ・ 保育実践後は、評価反省を行った事項が次の計画に反映され、保育の質が螺旋状に向上するようPDCAサイクルの活用を期待します。 		
16	提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 業務の基本や手順が明確になっている。 ■ 分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■ マニュアル見直しを定期的に行っている。 ■ マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園業務マニュアルとして「運営理念、保育理念、運営方針」をはじめとし、保育に関する事項、運営に関する事項など日常保育の手順や注意事項が詳細に記載されています。 ・ 保育園の実態に合わせ独自に「オムツ交換マニュアル」「給食マニュアル」「消毒薬の作り方マニュアル」「嘔吐対応マニュアル」などを作成されています。 ・ 保育園業務マニュアル等は、必要に応じて見直しが行われています。 ・ 更なる質の向上に向け、マニュアルを日常的に活用する工夫を期待します。 		
17	保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■ 問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。

<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> 運営本部のホームページに保育所の概要が公表されており、見学等も随時受け付け、所長または主任保育士が窓口でニーズに合わせ対応しています。 市報にも園庭開放が掲載され、積極的に対応されています。 		
18	<p>保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。 ■ 説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 ■ 説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■ 保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> 入所の際、「入所のしおり」を配布し、運営理念、野田市の保育目標など説明されています。 運営本部の基本的ルールなど資料をもとに保護者に伝え、個別状況について面談を行い、面談シートに記録されています。 「入所のしおり」に運営本部の保育理念、園の保育目標の記載が望まれます。 		
19	<p>保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■ 子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■ 施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育課程は運営理念、保育理念、野田市の保育目標、園の目標及び発達過程などが組み込まれ、所長の責任の下、作成されています。 保育過程は、昨年の保育の評価、反省をもとに職員間で話し合い見直されています。 運営本部の運営理念や保育理念、園の目標の関連性を明らかにし、目標達成のための具体的方法を示されることを期待します。 		
20	<p>保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■ 3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 □ 発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 □ ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■ 指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育課程に基づき、年、月などの長期的な指導計画、週などの短期的指導計画が作成されています。 3歳未満児及び障害児等特別配慮が必要な子どもの個別指導計画が作成されています。 指導計画は生活の連続性、季節の変化など考慮されており、保育の「振り返り」など見直しに努められています。 指導計画の年、月、週、個別指導計画の整合性、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容の位置づけ、環境構成について検討し、立案に反映させることを期待します。 		
21	<p>子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■ 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■ 好きな遊びができる場所が用意されている。 ■ 子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■ 保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> 登所後やクラスでの自由遊びの時間を設けできるだけ戸外で自由に遊べるように配慮されています。 園庭で体を思い切り動かしてボール遊びや鉄棒、砂場遊びなど友だちと好きな遊びを発展させ、自発的に関わって遊べるよう働きかけがされています。 室内で好きな遊びができるコーナーや自由に素材や用具が使える工夫が課題でしたが、今年度5歳児での空き容器を使った遊びができるよう工夫するなど他の年齢への実践も視野に取り組みられています。 		

22	身近な自然や地域社会と関わられるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。 ■ 散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■ 季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 季節の野菜や花を子ども達が植え水やりや収穫、観察など一連の活動が体験的に行なわれています。 ・ 近隣は田畑等の自然に恵まれており、カブトムシやザリガニの飼育、秋には落ち葉やドングリ拾いなど自然に触れて遊び、製作にも活かされています。 ・ 公園への散歩や河川敷への園外保育などで地域の人たちと挨拶を交わしたり、高齢者を招いて(クリスマス会、伝承遊び、仲よしデー)などの交流が行なわれています。 ・ 交通安全指導、消防自動車の見学等公共の機関を利用し社会体験得られる機会が設けられています。 		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■ けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■ 順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■ 子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■ 異年齢の子どもの交流が行われている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳以上児は年齢に応じた内容の当番活動を行ったり、5歳児は年下のクラスの生活場面でのお手伝いなど役割が果たせるよう取組みが行われています。 ・ 異年齢交流として3歳以上児で昼食を一緒に食べたり、野菜づくり、運動会での合同遊戯、3歳未満児も含めたお店屋さんごっこなどを通して思いやりや社会的ルールなどが育まれています。 		
24	特別な配慮を必要とする子どもの保育	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■ 個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■ 個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■ 障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。 ■ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■ 保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障害などの研修(社内、社外)に積極的に参加し、特性や対応など職員会議、昼礼で共有化をはかり、子ども同士の関わりでもお互いを助け合い、子どもなりに配慮し合えるよう援助されています。 ・ 関係機関(野田市の相談員、医師)との情報交換、指導方法の検討などを行い、保護者との連絡も密にしながら、個別の指導計画により子どもにとって一番良い方法での支援ができるよう取組まれています。 		
25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■ 担当職員の研修が行われている。 ■ 子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引継ぎは一日の様子を各クラス担任から遅番職員に長時間引継ぎノートで口頭及び書類で引き継がれ、保護者に伝え漏れがないよう留意されています。 ・ 子どもの体調を考慮し、安心して過ごせるようにコーナー遊びやマットを敷いたりなどの配慮がされています。 ・ 長時間保育の子どもには18時以降は補食、19時以降は夕食を提供し、食のリズム、心の安定など、子どもの心身の発達に考慮したサービスが提供されています。 		

26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■ 保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■ 就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要録などが保育所から小学校へ送付している。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者との情報交換は送迎時の対話や連絡帳(3歳未満児)、連絡ノートの掲示(3歳以上児)で行われ、また今年度、古布内だよりをリニューアルし、保育や子どもの様子を伝える内容の充実が図られています。 ・ 個人面談(年2回)クラス懇談会(年2回)保護者参観(年6回)一日保育士体験(年1回)行事への随時希望参加など園での様子や活動を知らせる機会を設け、記録されています。 ・ 保護者からの相談は、相談しやすい雰囲気作りに努め、必要に応じ運営本部担当者に報告し、対応されています。 ・ 就学に向けて幼稚園、小学校との交流が年3～4回持ち、子ども同士の交流や職員の幼保小連絡協議会での情報共有、相互理解など積極的な連携がはかられています。 ・ 子どもの育ちを支える保育所児童保育要録が小学校に送付されています。 		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■ 保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■ 子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健計画が作成されています。 ・ 発育測定を毎月実施し、発育の記録に記入されています。 ・ 嘱託医による健康診断を内科(年2回)歯科(年1回)実施し、結果を健康台帳に記入し、その日のうちに保護者に口頭及び文書で伝えられています。 ・ 健康管理マニュアルに基づき、受入時の健康状態を把握し、共有化されています。 ・ 看護師(不在時は主任保育士)がひとり一人の体調を確認し、看護日誌に記入し、また、保育中は保育日誌に記録しています。 ・ 子どもの心身の状態を衣服の着脱、送迎時の子どもの表情や様子に注意し、虐待の早期発見に努め、虐待対応マニュアルも整備されています。虐待が疑われる場合、市の相談員、運営本部相談員などに連絡する体制が整っており、連携をとり支援が行われています。 ・ 登所時、保育中を通して(各ポイントにおいて)全児の健康状態を記録できる用紙の工夫が望まれます。 		

28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■ 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■ 子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園業務マニュアルに発熱、発病、怪我、事故の対応マニュアルがあり、それを基に子どもの健康状態に応じて、保護者への連絡、嘱託医やかかりつけ医への相談のもと適切に対応されています。 ・ 感染症、疾病の発生予防に努め、全児の健康状態をチェックするサーベランスに毎日記録されています。 ・ 衛生マニュアル、感染症マニュアルに基づき、園内感染症の発生時は嘱託医、野田市、保健所、運営本部に報告し指示に従うとともに職員、保護者に知らせ協力を求める体制が確立されています。 ・ 子どもの体調不良などの時は、事務室の簡易ベッドで休む対応がされていますが、子どもの心情に考慮し、安静が保てる医務室の設置が望まれます。 		
29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■ 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■ 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■ 食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■ 残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食育計画が作成されています。 ・ 食材の安全性への配慮がされ(例えば米は秋田県農業公社認証の特別栽培)、季節感のあるメニュー、毎月のお楽しみ給食(例えばハロインランチ)などや、食べる量の個人差、偏食を考慮し、少なめの配膳でおかわり対応など、食事を楽しめる工夫がされています。 ・ 食材に触れる、栽培した野菜(枝豆、稲、サツマイモなど)を使ってのクッキング、三色おはぎ、きのこおにぎり、りんごの包み揚げなど栄養士の関わりの中で作る体験をし、食への関心が培われています。 ・ アレルギー疾患の子どもは、医師の診断書に基づき保護者、担任、栄養士との三者面談を行い、アレルギーの進行表に記入し、除去、代替食が提供されています。 ・ 誤食防止のため全職員での共通理解、他児との別テーブルや違う色のトレイ、アレルギー食を配膳する職員は水色の三角巾・エプロン、アレルギー記入のプレート着用など、食物アレルギーへの対応マニュアルを踏まえ防止策がとられています。 ・ 食育計画に野菜の栽培、クッキング保育などの実施内容が反映されることを期待します。 ・ 保育園業務マニュアルにアレルギー児の誤食が起きた時の対応の記載が望まれます。 		

30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■ 子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■ 室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育室の風通し換気などに留意し、温度、湿度を午前、午後の2回計り、保育日誌に記録されています。 ・ 掃除は定めた時間に行い、掃除チェックリストやトイレチェック表、玩具などの消毒チェック表に記録し、衛生管理に努められています。 ・ 子ども及び職員の手洗いは励行され、手拭きはペーパーが用いられています。 ・ 室内の棚からの落下防止、カーテンの景観、保育での丁寧な援助と環境(食事・眠くなる子への個別対応、布団を敷くタイミング、音楽など)の快適さへの配慮を期待します。 		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■ 事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■ 設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■ 危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故発生時の対応は保育園業務マニュアルにあり、緊急連絡フローの掲示、職員への周知が図られています。 ・ 怪我や事故発生した場合、アクシデントレポートに記録し、発生原因の分析、ヒヤリハットのメモ化など再発防止対策が強化されています。 ・ 運営本部の安全対策委員会(月1回)で、事例を基に安全対策を話し合い共有化がはかられています。設備や遊具など屋内外の安全、危険箇所の点検を行い、園庭遊具チェック表、消防設備自主点検表に記録されています。 ・ 朝と夕方の登降所時、正門に安全指導員が配置されています。 ・ 不審者対策は、セコムに加入し緊急通報システムの整備、不審者対応訓練の実施、園外保育ではココセコム・防犯ブザーの携帯、蛍光ウインドブレーカーの着用等、安全対策が図られています。 		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■ 定期的に避難訓練を実施している。 ■ 避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■ 立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■ 利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時対応について保育園業務マニュアルにあり、職員へ周知されています。 ・ 避難訓練は毎月テーマを変え実施し、防災の日には広域避難場所(二川小学校)まで避難し、避難経路や所要時間の確認がされています。 ・ 年1回消防署員の指導のもと避難訓練や消火器の使い方の指導を受けています。 ・ 災害時の子どもの安否確認は、保護者の携帯電話の登録で、災害伝言板を利用して情報提供が行われ、又、今年度から職員の携帯電話登録により運営本部が職員の安否確認する体制が整えられました。 ・ 耐震診断の結果、建て替えが必要となり、来年4月より隣接地に新園舎建設の準備が進められています。 ・ 避難口の北門扉の開閉、及び避難通路の確保など、早急な対策が望まれます。 		

33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の子育てニーズを把握している。 ■ 子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■ 子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■ 地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■ 子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域子育てニーズ等は市の保育課や他園の園長等との地域子どもをめぐる情報交換で把握に努められています。 ・ 地域への子育て支援として園庭開放、育児相談を積極的に行い、参加者には戸外あそびや室内ではリズム、製作など園児と一緒に遊ぶなど柔軟な対応がされています。 ・ 地域に「古布内たより」を回覧し、保育所の様子や行事等を伝え、交流を広げる取り組みがされています。 ・ 地域への情報パンフレットの「古布内保育所のご案内」がリニューアルし、保育方針、行事、一日の過ごし方など分かりやすくまとめ、保育所の情報提供に活用されています。 		